

エ 身体拘束の手続き

緊急やむを得ず、身体拘束を実施する場合には、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することが、厚生労働省運営基準により義務づけられているが、「特に記録していない」が2.2%（前回6.0%）あり、また、記録が義務づけられている項目についても「入所者の心身の状況」（63.4%、前回63.1%）、「態様」（69.4%、同68.7%）、「時間」（60.6%、同59.7%）、「理由」（71.0%、同75.1%）で、それぞれについて記録されているのは、6割～7割となっている。

また、「静岡県介護保険施設等指導指針」では身体拘束をやむを得ず行う場合は、記録を整備するとともに、その記録に家族の同意を求めることとしているが、「本人又は家族などから同意を得ていない。」は0.6%（前回0.9%）となっている一方、「本人又は家族などから文書で同意を得ている。」は61.5%（同55.8%）に過ぎず、「本人又は家族などから口頭で同意を得ている。」が18.0%（同27.0%）となっている。

身体拘束を実施する理由の記録や家族等の書面による同意等は介護現場では必ずしも徹底されておらず、身体拘束の手続きについては、実地指導等での指導強化など制度のより一層の徹底が必要である。

なお、身体拘束を行なうときの了解者としては、「施設長、院長」（63.4%、前回63.5%）、「現場の責任者（婦長等）」（51.1%、同59.7%）、「検討委員会など施設内の検討組織」（17.7%、同18.5%）となっているが、「緊急やむを得ない場合」の判断は、事業所全体として判断が行われるように検討委員会などのカンファレンスを原則とすべきある。